

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第5区分

【発行日】平成17年8月4日(2005.8.4)

【公開番号】特開2000-6610(P2000-6610A)

【公開日】平成12年1月11日(2000.1.11)

【出願番号】特願平10-328023

【国際特許分類第7版】

B 6 0 B 35/18

F 1 6 C 19/18

// B 6 0 B 27/02

【F I】

B 6 0 B 35/18 A

F 1 6 C 19/18

B 6 0 B 27/02 C

【手続補正書】

【提出日】平成17年1月14日(2005.1.14)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0020

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0020】

前述の様に構成し、上述の様に組み立てる、本発明の他物品を結合した転がり軸受ユニットの実施の形態の1例であるナックル一体型転がり軸受ユニットが、上記ハブ4に支持した車輪8(図11)を、懸架装置に対して回転自在に支持する作用は、前述の図11に示した従来構造の場合と同様である。特に、本発明のナックル一体型転がり軸受ユニットによれば、ナックル16aと外輪1aとの嵌合部分の強度を確保できる。即ち、上記円輪部23の軸方向長さL₂と等しい、この嵌合部分の軸方向長さは、上記支持口17aの外端開口周縁部に前記長円筒部24を設けた事により、上記支持口17aの近傍から外れたナックル16aの厚さTよりも大きい(L₂>T)。従って、ナックル一体型転がり軸受ユニットの大幅な重量の増大や大型化を招く事なく、上記嵌合部分の強度を確保して、上記車輪8の支持強度を十分に確保できる。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0025

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0025】

次に、図2は、やはり請求項1、2及び請求項5~7に対応する、本発明の実施の形態の第2例を示している。上述した第1例が、駆動輪(F F者の前輪、F R者の後輪、4WD車の全輪)を支持する為の転がり軸受ユニットに本発明を適用していたのに対して、本例の場合には、非駆動輪(F F車の後輪、F R車の前輪)を支持する為の転がり軸受ユニットに本発明を適用している。この為に本例の場合には、内径側軌道輪部材であるハブ4aは、全体を円筒状とせずに、内端部(図2の右端部)にのみ円筒部32を形成している。そして、上記ハブ4aの中間部外周面に内輪軌道6を直接に形成すると共に、このハブ4aの内端部外周面で上記内輪軌道6から外れた部分に内輪5aを外嵌し、この内輪5aの外周面に内輪軌道6aを形成している。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 2 6

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 2 6】

又、上記円筒部32の内端部で上記内輪5aの内端部から軸方向内側に突出した部分を、直径方向外方に向け全周に亘りかしめる事により、かしめ部39を形成している。そして、このかしめ部39と上記ハブ4aに設けた段部33との間で、上記内輪5aを挟持固定している。又、この内輪5a及び上記ハブ4aとの外径側に配置して、これら内輪5a及びハブ4aを回転自在に支持する外輪1bの内端開口部に、有底円筒状のカバー37を締り嵌めにより内嵌固定している。又、上記外輪1bの外端部内周面とハブ4aの中間部外周面との間にシールリング20を設けて、上記カバー37と共に、転動体7、7の存在する空間部分を外部から遮断している。尚、上記外輪1bの内周面で内端寄り部分に、段部34を全周に亘り形成して、上記カバー37の外周縁部に直径方向外方に突出する状態で全周に亘り形成した折り返し部40の外側面を、上記段部34に突き当てている。これにより、上記カバー37の軸方向位置に亘る決めを図っている。